

介護老人福祉施設重要事項説明書

1 当施設が提供するサービスについての相談

電 話 042(493)5161 内線113(午前9時～午後5時まで)

担 当 眞鍋 直敏

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 救世軍恵泉ホームの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施 設 名 称	社会福祉法人救世軍社会事業団 救世軍恵泉ホーム
所 在 地	東京都清瀬市竹丘1-17-61
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 東京都 第 137470018 号

(2) 同施設の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	委 託	計
管 理 者	施 設 長	1名			1名
医 師	内 科 医		1名		1名
事 務 員		1名			1名
介護支援専門員		1名(兼)			1名(兼)
機能回復訓練員	理学療法士		1名		1名
生活相談員	介護福祉士 介護支援専門員	1名			1名
栄 養 士	管理栄養士	1名			1名
介護・看護職員	看 護 師	3名			3名
	介護福祉士	13名	3名		16名
	介護職員 初任者・実務者	1名	2名		3名
	そ の 他		1名		1名

(3) 同施設の設備概要

定 員	50名	静養室	1室	小娯楽室	1室
居室(個室)	10室	診察室	1室	談話室	1室
居室(四人部屋)	10室	食 堂	1室	相談室	1室
浴 室	一般浴槽・ 特殊浴槽	機能回復訓練室	1室	送迎車	3台

3 サービス内容

- ① 施設サービス計画及び栄養ケア計画の実施
- ② 食 事
- ③ 入 浴
- ④ 介 護
- ⑤ 機能回復訓練
- ⑥ 生活相談
- ⑦ 健康管理
- ⑧ 特別・療養食の提供
- ⑨ 理美容サービス
- ⑩ 行政手続き及び諸手続き代行
- ⑪ 金銭管理及び諸経費支払代行
- ⑫ 所持品保管
- ⑬ レクリエーション
- ⑭ その他

4 利用料金

(1) 介護保険が定める法定料金

1 基本サービス料金

<個 室>

介護度	一日あたりの自己負担額
要介護1	629円
要介護2	704円
要介護3	782円
要介護4	856円
要介護5	930円

＜四人部屋＞

介護度	一日あたりの自己負担額
要介護1	629円
要介護2	704円
要介護3	782円
要介護4	856円
要介護5	930円

補足) ① 3級地区 1単位 10.68円で算出しています。

- ② 日常生活継続支援、又はサービス提供体制強化加算ⅠⅡⅢ、看護体制ⅠⅡ、療養食、夜勤職員配置、介護職員処遇改善、介護職員等特定処遇改善、介護職員等ベースアップ等支援初期及び外泊時取扱い等の各加算については、介護保険給付の取扱いに応じた料金になります。
- ③ 上記基本サービス利用料については、所得に応じた減免制度として「高額介護サービス費」が適用されます。

(2) 所定料金（介護保険法で基本サービスとは別に利用者が自己負担する利用料）

1 食 費

食 費(月額)	1,930円
---------	--------

2 居 住 費

個 室(月額)	1,460円
四人部屋(月額)	915円

補足) ① 上記食費及び居住費については、所得に応じた減免制度「介護保険負担限度額認定」により各段階に応じた負担額になります。詳細は入所利用料金表のとおりです。

- ② 入院及び外泊7日目以降は、居住費として、2,000円(一日あたり)をご負担ください。

3 日常生活支援費

サービス項目	料 金			有
日常生活品費(月額)	A セット	洗顔・洗身タオル 浴用バスタオル 保湿剤 ハミスト シェーバー フォム ティッシュ ウエットティッシュ 歯ブラシ 歯磨き粉 マウスウォッシュ	150円	
	B セット	洗顔・洗身タオル 浴用バスタオル 保湿剤 ハミスト シェーバー フォム ティッシュ ウエットティッシュ 入歯ブラシ 入歯洗浄剤 マウスウォッシュ	150円	
おやつ代(月額)	120円			

4 個別サービス利用料

サービス項目	内 訳	料 金
理容サービス	調 髪	1,700円
	丸刈り	1,400円
預り金管理費 (月額)	金銭管理および諸経費支払い代行	145円
予防接種費用 及び教養娯楽費	インフルエンザ予防接種、クラブ活動・レクリエーション教材費、遠足参加費、その他日常生活に必要な個別の諸経費はその都度ご負担ください。	

(3) 支払方法

毎月10日以降に前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払い下さい。
お支払い頂きますと、領収証を発行します。
お支払い方法は、銀行振込、現金支払の2通りからご契約の際に選べます。

(4) 利用料金の変更

介護保険制度の改正により、介護給費体系等に変更があった場合には、サービス利用料金の変更が行われます。

5 入退所の手続き

(1) 入所手続き

- ① 要介護3以上の認定を受けた方で、入所を希望する方は入所申込書を提出して下さい。
- ② 入所に関する運営基準（入所ガイドライン）に沿って入所順を判定します。
- ③ 入所決定後、契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の期間と同じです。ただし、入所要件を満たせば、自動的に更新します。

※ 詳細は生活相談員にご相談下さい。

(2) 契約の自動終了

以下の場合、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 他の介護保険施設や認知症対応共同生活介護施設等へ入所した場合
- ② 介護認定区分が非該当（自立）、要支援となった場合
- ③ お客様の死亡又は被保険者資格を喪失した場合
- ④ その他
 - ・お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当施設の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに通知いたします。
 - ・お客様が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または、入院後3ヶ月経過しても退院出来ないことが明らかになった場合、契約を終了させていただく場合がございます。なお、この場合退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出下さい。
 - ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了の30日前までに文書で通知いたします。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

救世軍恵泉ホームは、キリスト教を土台とした救世軍主義によって運営される介護老人福祉施設です。救世軍主義とは「神に仕えるように人に仕え」、「自分を愛するように、隣人を愛する」精神であり、恵泉はこの神と人への愛を基本理念とし、また、目標として運営しています。

(2) 事業の特徴

- ① 小規模定員で家庭的、個別的なお世話をします。
- ② 都心に近く、緑豊かな住環境を有しています。
- ③ 居室は全室一階南向き、屋外散策も自由です。
- ④ 自治会制度など利用者の施設運営への積極的な参加が出来ます。
- ⑤ キリスト教主義による運営。希望者は毎朝の礼拝参加などプログラムが充実しています。

(3) サービス利用のために

詳しくは『家族のしおり』を御覧下さい。

7 緊急時の対応方法

利用者の容態に変化等があった場合は、医師に連絡するなど必要な措置を講ずるほか、ご家族等に速やかに連絡します。

○ 連 絡 先

氏 名	続柄()
住 所	〒 TEL

○ 緊急時に指定する医療機関 (有／無)

医療機関名	
科 目	
担当医名	
住 所	〒 TEL

○ 協力医療機関

健康管理及医療について下記の医療機関に協力いただいています。
病状の安定の為、適宜診察や相談、助言をいただき健康管理に努めています。

医療機関	医 師 名	診療科目	診 療 日	所 在 地
救世軍清瀬病院	土居弘幸	内科一般	月・木	清瀬市竹丘 1-17-9 TEL 042-491-1411
かとう デンタルクリニック	加藤 淳	一般歯科	水曜日	清瀬市元町 1-8-1 TEL 042-495-0888

8 非常災害対策

- | | |
|---------|---------------------------|
| ・防災時の対応 | 自動通報システム、非番職員と近隣施設の応援体制 |
| ・防災設備 | 全室スプリンクラー完備、消火栓2本、耐火カーテン等 |
| ・防災訓練 | 毎月一回実施、自衛消防隊講習受講等 |
| ・防火管理者 | 施設長 |

9 個人情報保護

秘密保持の原則にのっとり、サービス提供上で知りえた個人情報を適切に管理いたします。ただし、緊急を要する入院・通院や公的機関による調査に際しては、文書による同意を得ないで個人情報を提供する場合があります。その場合でも、情報は必要最小限とし適切に管理するよう努めます。

10 サービス内容に関する相談

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

担 当 利用者相談係 TEL 042(493)5161 内線 113

② その他

当施設以外に、区市町村、国保連でも相談・苦情窓口等を受け付けています。

区市町村名 清瀬市

担 当 介護保険課 TEL 042(492)5111

国保連名 東京都国民健康保険団体連合会

担 当 介護保険部 相談指導課 TEL 03(6238)0177

11 当法人の概要

- ・名称 法人種別 社会福祉法人 救世軍社会事業団
- ・代表者役職 氏名 理事長 スティーブン・モーリス

・本部所在地 電話 東京都千代田区神田神保町2-17 TEL 03-3381-0865

・定款の目的に定めた事業

① 第一種社会福祉事業

- (イ) 児童養護施設の経営
- (ロ) 女性自立支援施設の経営
- (ハ) 救護施設の経営
- (ニ) 特別養護老人ホームの経営
- (ホ) 軽費老人ホームの経営

② 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (ハ) 一時預かり事業の経営
- (ニ) 放課後児童健全育成事業の経営
- (ホ) 病児保育事業の経営
- (ヘ) 児童家庭支援センターの経営
- (ト) 里親支援センターの経営
- (チ) 児童自立生活援助事業の経営
- (リ) 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の経営
- (ヌ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ル) 老人短期入所事業の経営